

重 要

新型コロナウイルス感染症流行による法人市民税の申告期限の延長について

本市では令和3年4月16日以降国税の新型コロナウイルス感染症による取り扱い変更に伴い、次のように対応を変更いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難な場合、所管税務署へ提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写しを添付の上、本市への申告をお願いいたします。

この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

◎問い合わせ先

熊本市 市民税課 法人課税班

電話(096)328-2173